

贈与税の計算方法等の概要

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次の①又は②のケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① **暦年課税** を適用する場合には、その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超えるとき
- ② **相続時精算課税** を適用する場合には、相続時精算課税の選択に係る贈与者(「特定贈与者」といいます。以下同じです。)から贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超えるとき

相続時精算課税を適用できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

- ・贈与者 → 60歳以上の者(父母や祖父母など)
- ・受贈者 → 18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫

※ これらの要件は、特例により緩和される場合があります。詳しくは38ページをご覧ください。

なお、過去の年分で相続時精算課税を選択している場合、その選択に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については「相続時精算課税」が適用されます(「暦年課税」の適用はできません。)。

初めて適用する場合は、
相続時精算課税選択届
出書の提出が必要です。

適用する

適用しない

相続時精算課税

【贈与税】

贈与財産の価額

基礎控除額 (110万円)	特別控除額 (2,500万円)	課税価格 (控除額を超える部分)	贈与税額(税率20%)
------------------	--------------------	---------------------	-------------

(1) 贈与財産の価額から控除する金額

- ① **相続時精算課税に係る基礎控除額**
⇒ 毎年110万円

同一年中に、2人以上の特定贈与者から贈与により財産を取得した場合は、110万円を特定贈与者ごとの贈与財産の価額の合計額で算出し控除する金額になります。

- ② **特別控除額 2,500万円**

前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

(2) 税率

基礎控除及び特別控除後の課税価格に対して、一律20%の税率を適用して計算します。

相続時に精算

【相続税】

特定贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の贈与時の価額(基礎控除後の金額)を加算(※)して相続税額を計算します。その際、既に納付した贈与税相当額を相続税額から控除します。

なお、控除しきれない金額は還付されません。

※ 令和5年12月31日以前の贈与により取得した財産については、基礎控除の適用はないため、相続時精算課税を適用した贈与財産の贈与時の価額を加算します。

暦年課税

【贈与税】

贈与財産の価額

基礎控除額 (110万円)	課税価格 (控除額を超える部分)	贈与税額 (一般税率・特例税率)
------------------	---------------------	---------------------

(1) 贈与財産の価額から控除する金額

- 暦年課税に係る基礎控除額
⇒ 每年110万円

(2) 税率

基礎控除後の課税価格に対して、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じ、「一般税率」又は「特例税率」を適用して計算します。

※ 直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において、18歳以上である場合には、「特例税率」を適用して計算します。

これらの税率を適用した贈与税額の計算方法など、詳しくは35ページ以降をご覧ください。

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に、加算対象期間内に贈与を受けた財産の贈与時の価額(基礎控除前の金額)を加算して相続税額を計算します。その際、既に納付した贈与税相当額を相続税額から控除します。

なお、控除しきれない金額は還付されません。

※ 加算対象期間や加算金額は、贈与者の相続開始時期によって異なります。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。